

日本語研修プログラム約款

第1条（約款の適用）

- 1 申込者（以下「お客様」といいます）は、本約款を承諾の上、株式会社日仏文化協会（東京都港区東新橋1丁目7番2号汐留メディアタワーアネックス2F、以下「当社」といいます）が提供する次条に定義する「日本語研修プログラム」の利用を申し込みます。
- 2 日本語研修プログラムに関しての当社とお客様との間の契約条件は、本約款のほか、当社ホームページ上に記載された内容によります。

第2条（定義）

本約款で使用する用語を次のとおり定義します。

- ① 日本語研修プログラム：
 - i 日本語の授業
 - ii 日本語の授業に付随する滞在先の手配
 - iii 滞在中の日常生活に関する相談
 - iv 課外活動の予約代行
 - v 授業初日の各自最寄駅からの送迎
 - vi 文化交流等のサポート
- ② プログラム代金：日本語研修プログラムの対価。次の費用が含まれます。
 - i 週15時間の授業料
 - ii ホームステイ（ゲストハウス）滞在費
 - iii 週末含み朝夕2食（ホームステイ滞在の場合のみ）
- ③ 課外活動：マンガ、アニメーション、音楽、伝統的なアート・ダンス、現代技術等を見学・参加する活動
- ④ 課外活動代金：プログラム代金とは別途当社が請求する場合における、課外活動の対価

第3条（契約の申込と成立）

- 1 日本語研修プログラム参加希望のお客様は、当社所定の申込書を提出していただいた上、申込金400ユーロまたはプログラム代金全額を銀行振込の方法でご入金下さい。
- 2 当社は、前項の申込書と申込金（またはプログラム代金）のご入金を確認し審査の上、お客様に対し申込確認書を送付します。
- 3 お客様と当社との間の契約は、前項の申込確認書を発送した時点をもって

成立します。

- 4 健康を害している方、心身に障害のある方その他特別の配慮を必要とする方は、その旨及びプログラム参加中に必要とされる措置の内容をお申し出下さい（契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出下さい。）
当社は可能な範囲内でこれに応じます。お客様には、そのために必要な情報を提供いただくこととし、お客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

第4条（契約締結の拒否）

- 1 当社は、お客様が以下の事由のいずれかに該当すると認められる場合には、契約の締結をお断りすることがあります。
- ① お客様の現在の心身の健康状態、申込書等の文書で予め告知した健康状態・病歴、必要な介助者の不在その他の事由により、申し込まれた日本語研修プログラムに耐えられないと当社が判断したとき。
 - ② お客様が15歳未満であるか、または未成年（18歳未満）で保護者の同意を得ていないとき。
 - ③ お客様が当社への申し込みに際し、申込書等の文書で予め告知した健康状態・病歴その他の重要な情報に関し虚偽または重大な遺漏があることが判明したとき。
 - ④ お客様が希望する日本語研修プログラムの定員に受け入れ可能な余裕がない、または必要な時期までに日本語研修プログラムを遂行できる見通しがないと当社が判断したとき。
 - ⑤ 保険会社が告知事項等によりお客様の海外旅行保険の引受を拒否したとき、また当社が健康診断書の提出を依頼し、その内容に研修または滞在に適さない重大な事由があると当社が判断したとき。
 - ⑥ お客様が合理的な範囲を超える負担を重ねて当社に求める等、プログラムの円滑な運営を妨げるおそれがあると当社が判断したとき。
 - ⑦ 前各号に定めるほか、契約の遂行上重大な問題が生じるおそれがあると当社が判断したとき。
- 2 前項に従い当社がお客様との契約の締結をお断りした場合には、お客様にその旨通知するとともに、その時点においてお客様から当社への支払済みの申込金があればこれをお客様に全額返金します。ただし、その場合の銀行振込手数料はお客様の負担とします。

第5条（日本語研修プログラム代金残金の支払い）

お客様は請求書に記載した方法および期限までに日本語研修プログラム代金の残金を当社に支払わなければなりません。

第6条（当社の責任とプログラムの範囲）

- 1 日本語研修プログラムに含まれる当社のサービスは第2条①記載のとおりです。当社は研修地での生活に必要な情報や注意事項など適切なアドバイスを行います。研修地での行動はお客様の自己責任であり、トラブルや事故に遭っても当社はその責任を負いません。またお客様の研修地における法令や関連施設等の規則、もしくは公序良俗に反する行為、または故意過失等により第三者または滞在先に損害を与えた場合の責任は全てお客様に帰属し、当社はその責任を負いません。当社が立替払した費用や損害賠償金等が存在する場合には、当社がお客様に請求した場合ただちに、当該金額をお客様（お客様が未成年者の場合はお客様および保護者が連帯しての負担とします。以下、第7条1項および2項、第8条2項および3項、第9条3項、第10条2項および5項、第12条3項の場合においても同様とします）が当社に支払うものとします。
- 2 当社のご希望に沿った滞在先の確保、その品質・住環境等（入居時気が付かなかった瑕疵、電気・水道等の故障の発生、隣人からの騒音や楽器音等に対する苦情がないことを含みます）を保証するものではありません。当社は日本語研修プログラムでのお客様の満足度、課程修了、または学力向上等の結果に対しては一切責任を負いません。なお、当社は本約款またはホームページ等に記載された場合を除き、お客様に対して当社が所持するいかなる情報も開示する義務を負いません。
- 3 滞在先の手配につき、当社はお客様が希望した滞在先への申込み手続を代行します。ただし滞在先の家庭事情や工事等の当社の責めによらない事由により、滞在先の確保または維持ができない場合には、滞在先を変更することがあります。滞在先側の事由で追加費用が発生する場合は当社は一切責任を負わず、お客様の負担とします。また、お客様の個人的事由により当社が指定した滞在先を変更する場合は、変更の手続はお客様の責任と費用負担において行うものとし、当社は一切責任を負いません。
- 4 お客様が、滞在先の規則や使用細則等に違反したことにより退去を要求された場合当社はその責任を負わず、退去日をもって日本語研修プログラムを終了します。
- 5 滞在中の日常生活に関する相談等のサポート
 - ① 日本語研修プログラムと全く関係のない用件（買い物の同行、郵便物の

- 受取等) に対する同行・立会・代行についてはサポートの対象外です。ただしお客様からの依頼に基づき、別途の手数料を申し受けて特別にお引き受けすることがあります。
- ② お客様が当社のアドバイスに従って行動した場合でも、お客様が当社の関知しない範囲でトラブルや事故に遭っても、当社はその責任を負うものではありません。
 - ③ 当社スタッフによるサポートは緊急時を除き、午前10時から午後8時までとします。時間外のサポートを特別にお受けする場合は追加料金を申し受けます。
 - ④ 当社によるサポート業務提供のため、当社は別途必要な規則および禁止事項を定めることがあります。
- 6 日本語研修プログラムへの参加のための航空券はお客様ご自身にて手配、ご負担いただきます。
 - 7 お客様が日本に到着した後の滞在先までの交通機関は、お客様ご自身にて手配、ご負担いただきます。なお、当社はお客様からのお申し出により、当社所定の追加料金（スタッフ及びお客様1名分の公共交通機関の費用含む）にて東京では成田空港もしくは羽田空港から滞在先まで、大阪では関西国際空港もしくは伊丹空港から滞在先までの送迎サービスを承ります。
 - 8 お客様が日本滞在中に生じた損失・損害については、お客様の自己責任とし、当社に故意・重過失がない限り当社は一切責任を負いません。お客様には、あらかじめ各自で海外旅行保険（民事賠償責任・治療・本国送還に要する費用を補填できる保険）に加入していただきます。
 - 9 お客様が日本滞在中に必要な生活費はお客様ご自身の負担となります。ただし滞在先の住居費、および滞在先がホームステイの場合の所定の食費についてはプログラム代金に含まれます。

第7条（お客様の責任）

- 1 お客様の責めに帰すべき事由により滞在先や当社に損害（滞在先のお客様居室および備付寝具・家具その他の汚損、破損、滅失等の原状回復費用を含みます）が発生した場合、お客様はその損害を賠償しなければなりません。滞在先については、入居時および退去時に滞在先のお客様居室内の状況（室内壁、備付寝具・家具その他の汚損、破損、滅失等）を滞在先との間で確認して下さい。この確認なき場合には滞在先側が認定する損害がそのまま全てお客様の負担となります。
- 2 お客様の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生した場合、お客様

はその損害を賠償しなければなりません。お客様が未成年者の場合は、当社は緊急に必要とする保護者への連絡等の事務を行います。損害賠償義務はお客様とその保護者が負うもので、当社は一切の責任を負いません。

第8条（お客様の解除権、プログラム延長）

- 1 お客様は、日本語研修プログラム開始以前いつでも、ホームページ等に記載したキャンセル料を支払うことにより、契約を取り消すことができます。ただし、当社がプログラム代金を払い戻す場合の銀行振込手数料はお客様の負担とします。
- 2 前項に従い契約を取り消す場合には、必ず当社まで文書でお知らせ下さい。当社は文書による取り消しの申し出を受けるまで正式な取り消しの申し出があったとは認めず、いかなる手続も行う義務を負いません。そのためお客様に損害が発生しても当社は一切責任を負いません。また当社に何らかの実費・損害等が発生した場合にはお客様に請求させていただくことがあります。
- 3 お客様が日本語研修プログラムの延長を希望する場合は、新たな契約を締結するものとし、当社から別途の費用請求を行います。延長を希望される場合は、必ず文書にて当社までお知らせ下さい。当社がその文書を受け取っていない場合には、正式な延長のお申し出とは認められず、そのためお客様に損害が発生しても当社は一切責任を負いません。また当社に生じた実費・損害等を請求させていただくことがあります。
- 4 プログラムの開始以降は、お客様の都合による契約内容の変更・取り消しは原則として認めません。
- 5 プログラムの開始日の前日までに、その都合で契約の取消をされたお客様が、当該プログラム開始日より1年以内に開始される別のプログラムを申し込まれる場合には、お支払になったキャンセル料のうち申込金相当額をそのプログラム費用の一部として充当することができます。

第9条（日本語研修プログラム開始前の当社の解除権）

- 1 当社は、お客様との契約成立後、お客様が以下の事由のいずれかに該当する場合には、お客様との契約の即時解除ができます。
 - ① お客様が、請求書（または訂正後の請求書）記載の残金を振込期限までに支払わないとき。
 - ② お客様が、当社が指定する期日までにパスポートの取得ができずプログラムの履行に支障が生ずると当社が判断したとき。
 - ③ お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、申し込まれた

日本語研修プログラムに耐えられないと当社が判断したとき。

- ④ お客様が申込書等で当社に届け出たお客様に関する情報に虚偽または重大な遺漏があることが判明したとき。
 - ⑤ お客様が合理的な範囲を超える負担を重ねて当社に求める等、プログラムの円滑な運営を妨げるおそれがあると当社が判断したとき。
 - ⑥ 天災、暴動、戦争、テロ、クーデター、官公庁の命令その他当社の責に帰さない事由により日本語研修プログラムの実施が不可能になり、または不可能になる可能性が極めて高いと当社が判断したとき。
 - ⑦ お客様が海外旅行保険（民事賠償責任・治療・本国送還等の費用を補填できる保険）の加入をしないとき。
- 2 前項の規定により当社がお客様との契約を即時解除する場合には、当社よりお客様に契約解除の通知をするとともに、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、解除の日から起算して30日以内に当該金額を払い戻します。
- 3 前項の規定は、第1項により当社が契約解除する場合に当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

第10条（日本語研修プログラム開始後の当社の解除権）

- 1 当社は、日本語研修プログラム開始後にお客様に以下の事由のいずれかに該当する場合には、お客様との契約の即時解除ができます。
- ① 法令に反する行為を行ったとき。
 - ② お客様が公権力による身柄拘束、隔離、国外退去等の措置を受けたとき。
 - ③ 天災、暴動、戦争、テロ、クーデター、官公庁の命令その他当社の責に帰さない事由により日本語研修プログラムの継続が不可能になり、または不可能になる可能性が極めて高いと当社が判断したとき。
 - ④ お客様が長期にわたり所在不明、連絡不能となったとき。
 - ⑤ お客様が申込書等で当社に届け出たお客様に関する情報に虚偽または重大な遺漏があることが判明したとき。
 - ⑥ お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、日本語研修プログラムの継続に耐えられないと当社が判断したとき。
 - ⑦ お客様が合理的な範囲を超える負担を重ねて当社に求める等、プログラムの円滑な運営を妨げるおそれがあると当社が判断したとき。
- 2 前項の規定により当社がお客様との契約を即時解除する場合には、当社よりお客様に契約解除の通知を行い、お客様本人に通知不能な場合には、申込書記載の「緊急の連絡先」に通知します。なお当社は自らの判断で、自らの名で、またはお客様の代理人として、滞在先その他関連施設との契約を解除

し、必要な精算を行い、その他必要な措置を取ることができます。お客様はこれらの措置に対し異議を申し立てることはできません。これらの措置に必要な費用およびこれに伴う賠償金、損害金等を含む、当社の解除により生じる費用については、全てお客様の負担とします。

- 3 当社が第1項の契約解除をしたときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様がすでに提供を受けたサービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとして扱います。
- 4 前項の場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、プログラム終了予定日の翌日から起算して30日以内に当該金額を払い戻します。ただし、第1項①、②、④、⑤、または⑦に該当する場合等、お客様の責めに帰すべき事由により当社の解除に至った場合は、原則として払い戻しはできません。なお、返金がされる場合の送金手数料はお客様の負担とします。
- 5 前項の規定は、第1項により当社が契約解除する場合に当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

第11条（当社の免責事項）

- 1 お客様が当社の責によらない以下の事由により損害を被った場合、当社はその責任を負いません。また以下の事由が保険の対象となるかどうかの判断は保険会社の査定に従うものとし、当社は保険金の支払についても一切関知しません。
 - ① 天災、地変、戦争、暴動等
 - ② 交通機関、滞在先の事故、交通事故、盗難
 - ③ 病気
 - ④ 日常生活や対人関係等、個人的な生活関係上の紛争
 - ⑤ 第三者の不法行為
 - ⑥ スポーツ
 - ⑦ ビザの発給の拒否・遅延、入国拒否等
 - ⑧ 海外旅行保険に加入していなかったこと
- 2 前項記載のいずれかの事由に該当しお客様が日本語研修プログラムを途中で解約する場合は、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様がすでに提供を受けたサービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとして扱います。
- 3 前項の場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、プログラム終了予定日の翌日から起算して30日以内に当該金額を払い戻します。

なお、返金がされる場合の送金手数料はお客様の負担とします。

第12条（緊急時の入院・治療）

- 1 お客様が緊急に入院・治療が必要であると判断され、お客様（お客様が未成年者の場合はお客様と保護者、以下同じ）の意思確認を取ることができない場合、またはお客様が心神喪失等の理由により正常な判断が不可能もしくは著しく困難である場合、当社はお客様より予め文書で告知されている情報を前提に、担当医師の判断のもとにお客様に代わり入院・手術を代諾する場合があります。その後の治療は担当医師および医療機関に一任するものとし、当社は担当医師の医療行為に関し一切責任を負いません。
- 2 当社は、お客様の意思確認を取ることができない場合、またはお客様が心神喪失等の理由により正常な判断が不可能もしくは著しく困難である場合に、お客様から申込書等の文書で予め告知されていない情報につき担当医師もしくは医療機関に当社が告知しなかったとしても一切責任を負いません。
- 3 第1項の緊急入院・治療に要する費用はお客様の負担とし、当社が立替払を行なった場合は、当社の請求に応じてお客様は当該費用を当社に支払わなければなりません。

第13条（個人情報の取扱いについて）

当社では、当社の個人情報保護方針に基づき、お客様の個人情報の取得、利用、第三者提供、取扱い、管理、訂正、削除、開示等について個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、以下のとおり取扱います。

① 個人情報の範囲

当社の事業活動やサービス提供の過程で収集した、個人を特定できる情報をその範囲とします。具体的には、当社が事業活動やサービス提供の過程で、書面、電子媒体、ウェブ等を介して収集した、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、生年月日その他の記述により個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別できるものを含みます）を個人情報保護の対象範囲とします。

② 個人情報の利用目的

当社で収集した個人情報は、上述の当社の事業活動とサービス提供とこれに付随する業務を行う目的の範囲内で利用します。

③ 第三者への開示・提供の範囲

お客様の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、個人

情報を第三者に開示・提供することはありません。

④ 情報の取扱

個人情報とは、正確に保ち、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するための措置を講じております。

⑤ 安全管理措置

個人情報の処理を外部へ委託する場合には、契約により漏えいや再提供を行わないことを義務付け、適切な管理を実施いたします。

⑥ 訂正、削除、開示

個人情報の訂正、削除、開示を希望される場合には、窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲で速やかに対応いたします。当社が保有する個人情報の取扱および訂正・削除・開示に関するお問合せ窓口は以下のとおりです。

【個人情報の管理窓口】

情報システム部 Tel : 03-6255-4100 電子メール : info@ccfj.com

第14条（管轄裁判所、準拠法）

本約款に起因しまたは関連するお客様（お客様が未成年の場合は保護者を含む）と当社との間における訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。また、本約款は日本法に基づいて解釈されます。

第15条（翻訳による解釈の相違）

本約款の日本語版とフランス語版との間に何らかの事情で解釈の相違が発生した場合、日本語版の解釈が優先します。

第16条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なく変更することがあります。

第17条（協議）

本約款に定めのない事項は、当社とお客様が誠意をもって協議し、解決を図ります。

第18条（発効期日）

本約款は、2024年12月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

以上